

済生会生活困窮者問題調査会
平成25年度調査研究助成事業 助成研究

住まいの確保から始める地域福祉

生活困窮者支援のための住宅ネットワーク作り

主任研究員 済生会山口地域ケアセンター
山口圏域生活支援センター 松永俊夫
共同研究者 山口県立大学社会福祉学部
専任講師 長谷川真司

済生会生活困窮者問題調査会
平成25年度調査研究助成事業 助成研究

住まいの確保から始める地域福祉

生活困窮者支援のための住宅ネットワーク作り

目次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 1 | 研究の背景と目的 | 3 |
| 2 | アンケート調査の概要 | 6 |
| 3 | アンケート結果 | 7 |
| 4 | アンケート回答をもとにした協力者追加インタビュー | 10 |
| 5 | 調査結果にもとづく考察 | 12 |
| 6 | 生活困窮者支援のための提言 | 14 |
| 7 | 今後の課題 | 14 |
| 参考資料 | アンケート自由記載内容Ⅰ | 16 |
| | アンケート自由記載内容Ⅱ | 21 |
| | 住まいの確保に関するアンケート | 27 |

住まいの確保から始める地域福祉

生活困窮者支援のための住宅ネットワーク作り

主任研究員 済生会山口地域ケアセンター
山口圏域生活支援センター 松永俊夫
共同研究者 山口県立大学社会福祉学部
専任講師 長谷川真司

1 研究の背景と目的

山口県山口市で、生活困窮者支援のネットワークとして山口圏域生活支援協議会(以下協議会と略)が発足して4年余りが経過してきた。毎月1回定例で開かれているこの協議会では、各機関の相談窓口で把握した生活困窮者の支援課題についてそれぞれが報告を行い、連携が必要なケースについて協議を重ねてきている。協議会を構成している機関は2014年4月現在で右表のとおりとなっている。ここでは生活困窮者について「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうものとする」と、生活困窮者自立支援法第2条第1項をもとに定義しておく。¹

山口圏域生活支援協議会構成機関

- ・山口保護観察所
- ・山口刑務所
- ・更生保護法人ひまわり寮
- ・山口県地域生活定着支援センター
- ・山口市社会福祉協議会
- ・パーソナルサポートセンター山口
- ・山口市社会課
- ・山口市基幹型地域包括支援センター
- ・山口県障害支援課
- ・済生会山口総合病院医療社会事業室
- ・済生会湯田温泉病院地域連携室
- ・済生会山口圏域生活支援センター

2013年2月からは協議会で報告された個別ケースについて、対象者の生活の場に出向いて支援していこうと山口圏域生活支援センター(以下センターと略)が、済生会山口地域ケアセンターを母体にして活動を開始した。その中で、例えば家族と断絶状態にある方や、残されたわずかな家族も高齢で施設に入所され身元保証人を確保することが難しい方などと出会い、生活再建の第一歩とも

いえる住まいの確保の場面において、アパートの賃貸契約にも難渋するなど、現実には生

¹生活困窮者自立支援法の趣旨及び内容 労働法令通信 No2338/14.1.8・18 P30

活支援に大きな壁があることを感じさせられてきた。

今回の研究は、こうした生活困窮者を取り巻く問題を解決する上で、特に住まいの確保を円滑に進めるためにはどのような環境条件を作り出す必要があるのか、具体的で現実的かつ実現可能な方法を検討して、提言につなげていくことを目的としている。

生活困窮者支援の重要性が言われ、生活困窮者自立支援法も 2015 年 4 月から施行されようとしている² なかで、明日の一步につながる提言としてまとめていきたい。

2013 年 1 月、国の社会保障審議会で生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書が出され、重点を置くべき 7 つの支援課題の中に「居住確保支援 居住の確保は自立を支える活動の基盤でもある 家賃の補助や賃貸住宅の情報提供、住宅の提供などの支援が必要である」と示された。³ 重点課題として示さなければならないほど住宅問題の課題は大きく、河川敷や駅周辺、公園などで暮らすホームレス状態の人々の存在をはじめ、都市部を中心にネットカフェなど多様な環境で一夜を送る、特に 40 歳以下の若年層の存在が浮き彫りにされている。非正規労働の拡大と低所得世帯の増大、ニートやひきこもり状態の人々の増加など、住まいの問題に直面する背景には現代の日本社会が直面している多様な問題が見え隠れしている。⁴

経済のグローバル化と産業構造の変化など、生活困窮者の問題をめぐる背景を検討していくと、日本社会が置かれている現実がそのまま浮き上がってくるようにも思える。それほど生活困窮者の問題の背景は大きく深いものがあると考えられるが、課題が大きくても解決策は常に現実的で具体的であることが求められる。その小さな一步を見つけていくことがまず必要だろう。その一つとして、住まいの確保をめぐる支援課題を検討していきたい。

賃貸住宅を申し込むために不動産業者を訪ねると、身元保証人の記載を求められるという事は、アパートを借りた経験のある人であればだれでも体験したことがある。そのとき身元保証人記入欄を埋めることができない人が増えている。その状況を不動産業界の方々もすでに察知して、保証協会を間に立てるなどして問題解決を図ろうとしている。しかし、その保証協会の審査にも通らない人たちがいることもまた事実である。こうした現状については今回行ったアンケート結果の中で詳細を明らかにしていきたい。

そうした壁に立ち往生している人たちを前にどのような支援が残されているだろうか。

これまでの生活困窮者支援の経験から、ひとつは緊急連絡先に支援関係者が登録していくことで問題が解決される場合がある。しかし、家賃の不払いなど経済的問題が発生した時、その支援に限界があることも事実である。生活困窮者の住まい確保においては、家賃の不払いや失踪後の家賃滞納、壁紙更新や室内清掃等経済的もしくは費用的な問題が起き

² 生活困窮者自立支援法の趣旨及び内容 労働法令通信 No2338/14.1.8・18 P28

³ 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」H25.1.25P7

⁴ 社会援護局関係主管課長会議資料 H25.3.11 参考資料・新たな生活困窮者対策の背景について P13~33

た時、緊急連絡先の提案だけでは解決できない問題が残る。そのため、身元保証人と同等の役割が果たせる新たな制度が必要になる。それに関連して支援関係者が身元保証人になっている児童養護や母子福祉の分野で進められている身元保証人確保対策は注目していきたい。児童養護や母子福祉の分野で進む身元保証人確保事業では、問題が発生した時のために身元保証人確保対策事業通称「施設長保険」と呼ばれる仕組みも整備されている。⁵ この方向が高齢者を中心に生活困窮者対策まで広がる可能性があるかどうか、ここはこれから検討していくべき課題だと言えよう。

そうした現実の合間を縫って、身元保証をすることをうたった各種の民間事業も多数存在しているが、その引受条件を見ると高額な費用を求めるところもみられ、すべてが生活困窮者に対応出来るとは考えにくい条件もみられた。また、弁護士を中心に身元保証を担う財団法人が設立されるなど、身元保証問題をめぐっては様々な試行が行われている。⁶

問題は多様で複雑化しているが、解決に役立つ社会資源としてどのような選択肢がありうるのか、具体的に検討していきたい。

生活困窮者自立支援法の施行を前にして「生活困窮者・生活保護受給者の自立支援のための地域における包括的な支援体制の研究」と題して特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会の報告や「低所得高齢者の住宅確保に関する調査・検討報告書」同調査検討委員会などが2013年3月に相次いで公表されている。ふるさとの会が支援付き住宅の実践をもとにして提言しているのに対して、調査検討委員会では支援付き地域という視点から地域善隣事業という新しいスキームを提案して、地域包括ケアにおける住まい確保の在り方について住居支援給付金などの必要性を述べている。この考え方は生活困窮者自立支援法の中ですでに居住確保給付金として具体化している。

ただいずれの計画や提言においても高齢者をはじめ生活困窮に置かれている人々の住まい確保において、身元保証人の問題は避けて通れない問題としてありながら、そこに焦点を当てた研究は社会福祉分野ではまだそれほど多くはない。

就職時における身元保証人問題について「イザというとき身元保証人は本当に機能するのか」と題して弁護士の宇都宮真惟子氏は、身元保証法に照らしながら身元保証には期限があること、責任制限もあり本当に必要なのかと投げかけている。⁷ 宇都宮論文からも身元保証人問題は住まいの確保だけでなく仕事確保においても重要な課題を含んでいることが分かる。家族関係が変化し、人間関係の希薄化、関係喪失を感じさせられている今日、従来からの慣習とも言える身元保証人について、求められている保証の内容とそれを実質的に担保できる対応策について、検討が必要な時期に入っているのではないだろうか。

⁵ 「児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業利用の手引き」 社会福祉法人全国社会福祉協議会

⁶ 日本経済新聞「高齢者の身元保証担う財団法人 岡山の弁護士ら設立」2013.5.4

⁷ 企業実務 2011.12 P42~45

2 アンケート調査の概要

今回の研究にあたってはその出発となった生活支援センターの支援範囲を考え、アンケート調査の対象も山口市を中心に計画した。

アンケート内容を検討するなかで、その目的として住まいの確保を進めるにあたってどのような問題が存在しているのか現状を明らかにすることと、身元保証人がいない場合の対応、緊急連絡先の確保がどの程度有効性を持つと考えられるか、今後どのような制度や社会資源が必要と考えているかを具体的に問い、自由記載も設けることにした。対象者は、相談援助の窓口にいる各専門職と賃貸住宅のあっせんにあっている不動産業者の相談窓口の担当者としてアンケートを実施した。

アンケート内容は資料として末尾に掲載している。

アンケートを実施した時期は平成 25 年 11 月 25 日から 12 月 27 日までで、アンケートの回収は平成 26 年 1 月 6 日まで継続して行った。配布方法は生活支援協議会の構成機関には会議の席で希望部数を手渡しし、済生会関係は交換便を利用、その他は個別に郵送を行った。

アンケートは無記名で回答総数は 126 だった。その結果アンケート回収率は 47.5%となった。アンケートとしてはやや低い回収率となったが、その理由として生活困窮者の住まい確保という課題に直接ぶつからない限り、関心が依然として薄いという問題があるのかもしれない。これはあくまで推測の域を出ていない。

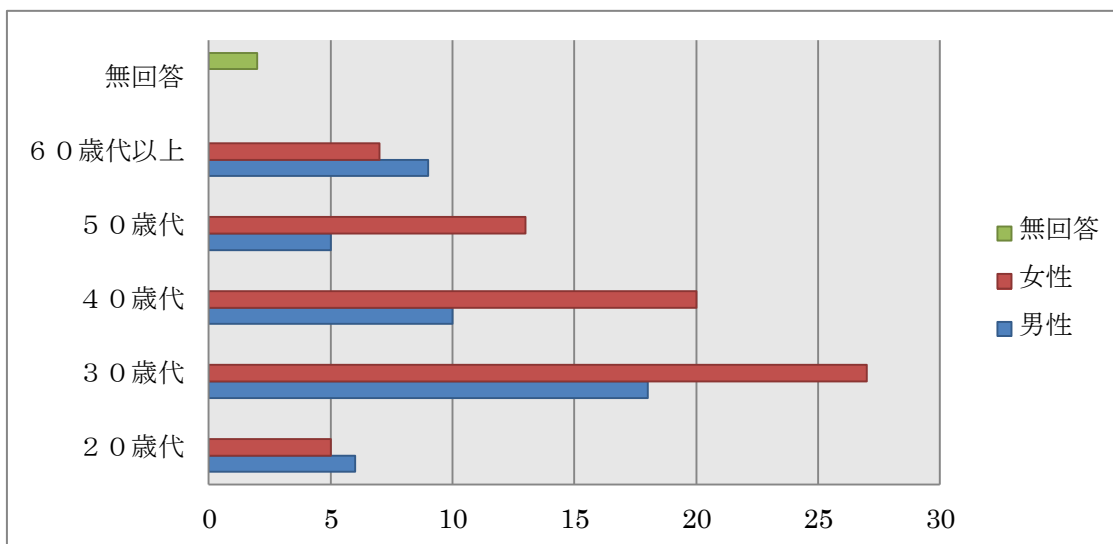
アンケート配布対象者の内訳（山口市中心だが、さらに広域を担当している職員を含む）

| | | | |
|----------|----|-----------------------------------|-----|
| 医療福祉関係職員 | 11 | 居宅介護支援事業所介護支援専門員 | 65 |
| 公的扶助関係職員 | 18 | 地域包括支援センター職員 | 56 |
| 障害福祉関係職員 | 17 | (地域包括支援センターは基幹型と委託をしている地域型を含んでいる) | |
| 司法福祉関係職員 | 21 | | |
| 高齢福祉関係職員 | 3 | | |
| 母子福祉関係職員 | 2 | | |
| 児童福祉関係職員 | 3 | 不動産取引会社社員 | 53 |
| 地域福祉関係職員 | 16 | 合計 | 265 |

3 アンケート結果

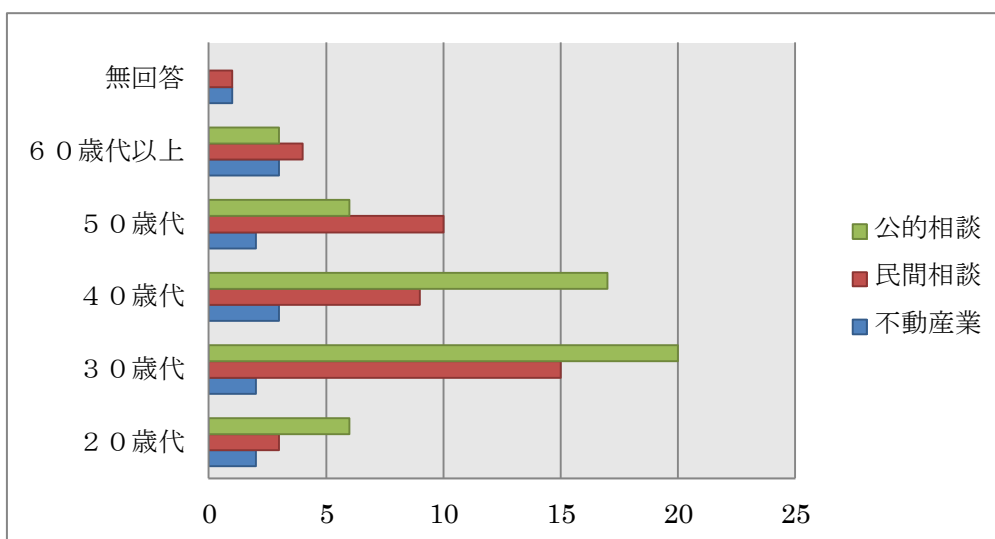
回答者の属性

回答者の年齢と性別分布



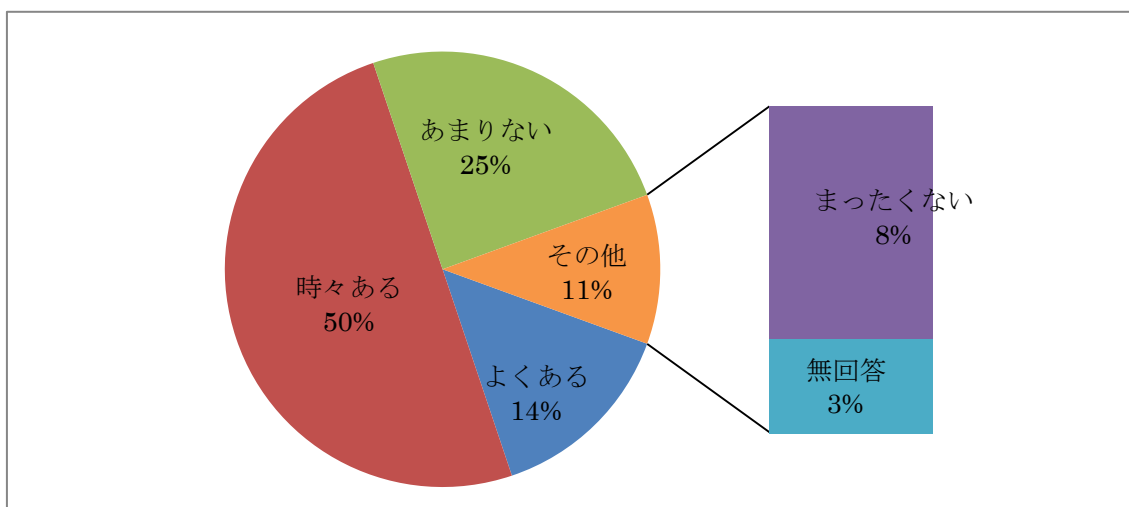
回答を寄せていただいた方々では、比較すると女性が多く、年齢別では30歳代が最も多くなっている。20歳代と60歳以上でわずかに男女の逆転がみられる程度で、総数としても女性からの回答が多いという結果であった。

回答者の所属と年齢分布



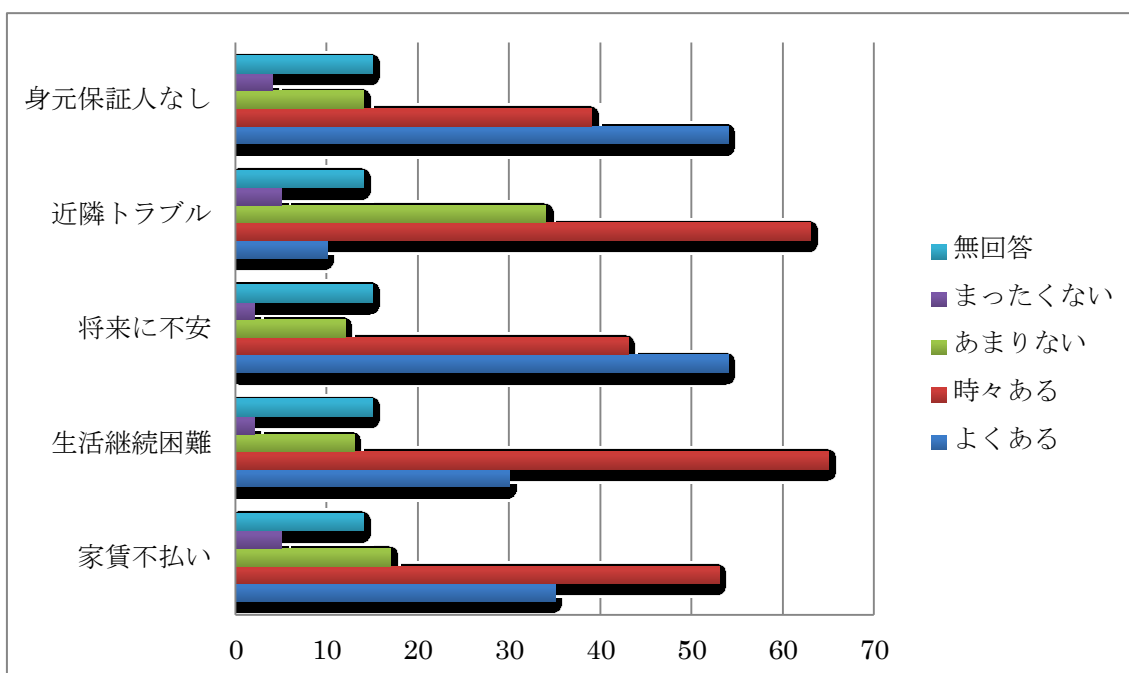
回答者の所属を見ると、30歳代の公的機関で相談業務にあたっている人が最も多く、40歳代で公的機関に働く担当者が続いている。民間の不動産業で相談業務にあたっている人では、年齢分布に大きな差は見られなかった。

問2 住宅確保が難しかったケースの有無



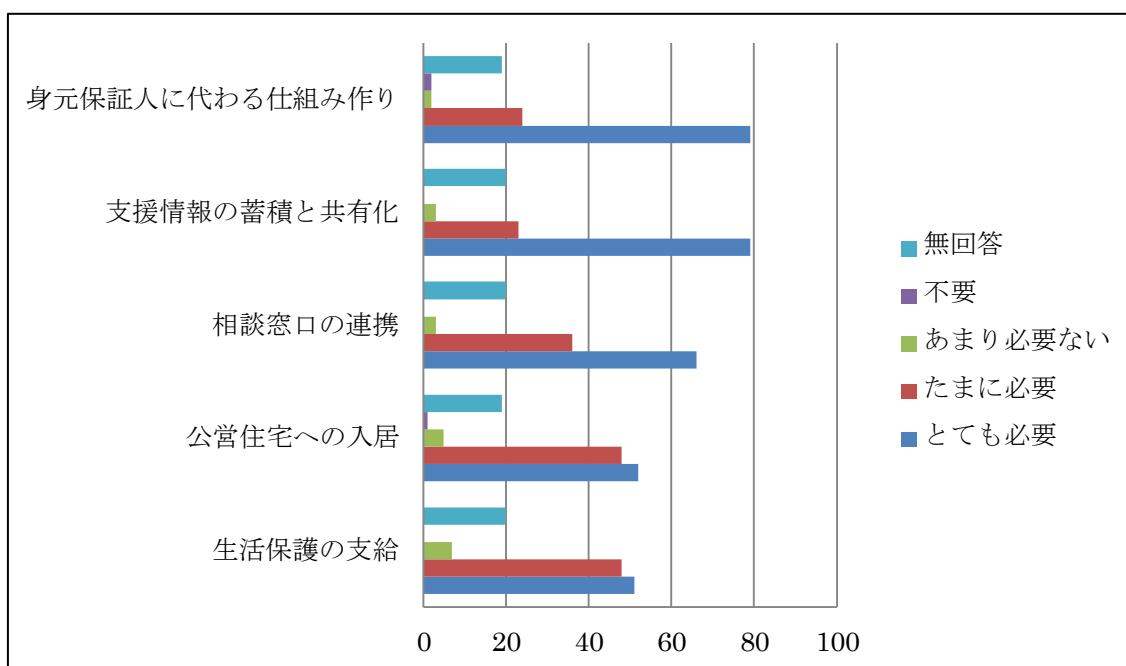
住宅確保が難しかったケースの有無では、「よくある」と「時々ある」を合わせると64%という回答だった。この高い数値から住まいの確保で難しかったケースに遭遇した経験がアンケート回答につながっているということも推測させられる。一方で「まったくない」という回答者は8%だった。

問3 住宅確保が難しい理由



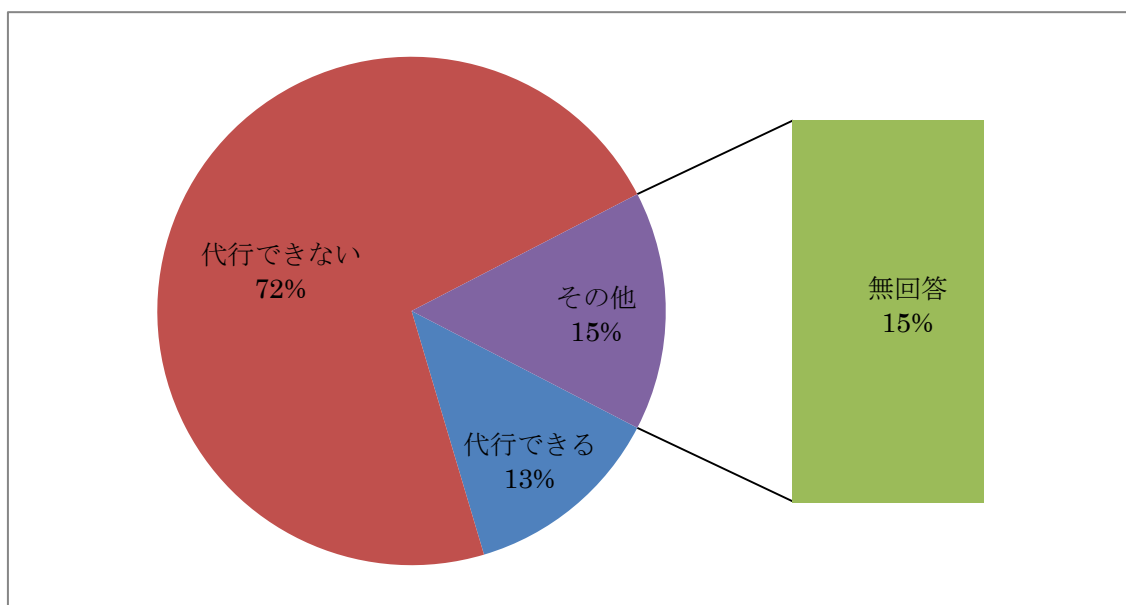
住宅確保が難しい理由としては、回答数でトップは生活継続困難だったが、良くあるという回答では身元保証人なしと将来に不安がトップに並んでいる。

問 8 住宅確保に必要な条件は何か



「とても必要」と回答された項目としては、「身元保証人に代わる公的な仕組み作り」と「支援情報の蓄積と共有化」が並んでいる。「とても必要」と「たまに必要」とを合わせて考えてみると、「公営住宅への入居」や「生活保護の支給」も並んでくる。

問 9 緊急連絡先で身元保証人の代行は出来るか



予想通り「代行できない」が72%と多数になった。やはり、経済的問題やリスクを考えると支援しようという気持ちだけでは限界があるということだろう。

4 アンケート回答をもとにした協力者追加インタビュー

平成26年3月実施

今回のアンケートでは結果として31名の方から名前を記名した上で追加インタビューへの協力の申し出をいただいたが、時間的な制約もあり6名の方に絞って訪問調査を行った。

不動産事業所3名、障害福祉相談1名、母子福祉相談1名、公的扶助窓口1名の方々にご協力をいただいた。以下聞き取った内容について主な意見をまとめておく。

① 不動産会社としての悩み

不動産業 A 社

大家さんは所有するアパートや住宅でトラブルが起きた時、他の入居者が逃げてしまうことを心配する。さらに、孤独死や自殺があった場合、次の借り手には事故物件としてその事実を教えないといけないので、なかなか借り手を見つけることが難しくなる。そうしたことから、大家さんはリスクをできるだけ回避しようと借り手の条件を厳しくすることが多い。

不動産業者が仲介して受け取るのは家賃1ヶ月分だけなので、入居した人の何らかの問題が継続するような場合、実際収入以上の動きをしなければいけなくなり、大家さんと同様にリスクを減らそうと借り手を選ぶことになってしまう。

公営住宅の活用など、生活困窮者の住宅対策については行政の課題として検討してもらいたい。

空きアパートは増えているのでその活用は必要で、安いアパートを自社物件として持つ業者を中心に、リスクを承知で入居者を受け入れるところも出てきている。

② 低所得者を中心に顧客対象を変えてきた

不動産業 B 社

15年くらい前に古いアパートを自社物件として購入してから、生活に困っている人を対象にした業態に変えてきた。それからは、福祉関係者に働きかけて一緒に入りやすい条件を考え、自立のためのお試し利用まで行っている。1日1000円、1ヶ月2万5千円の家賃設定にして、家電製品も6千円ですべてレンタルしている。だから、何も持っていない人でもすぐに生活することは可能だ。

連帯保証人とか身元保証人とか名前はあっても、実際に問題が起きた時保証してくれるとは限らない。だから私の会社は、身元保証人がいなくても緊急連絡先さえあればいい。一番困るのは家賃不払いで居座るケースで、裁判しても30万円くらいかかり費用が大きい。緊急連絡先があるケースでは、そうした問題がほとんど起きない。生活保護のケースは家賃の滞納もない。

③ 身元保証人がいない場合は保証会社を通す

不動産業 C 社

身元保証人がいない人については、保証会社を利用している。保証料を払えばいいが、この場合も緊急連絡先は必要になる。審査条件は不明だが、ブラックリストといわれるローン事故などを起こした経過がある場合は審査に通らない事があるようだ。

賃貸契約で問題になるのは、刑務所を出た人、母子、精神障害、独居高齢者などだが、独居の人でも家族の支援がある人は大丈夫。刑務所出所者は特に厳しい。大家さんで了解してもらえる人が限られている。

公的な相談窓口から紹介されてこられることもあるが、相談窓口の人は紹介する場合、情報を渡してほしい。こちらの窓口では、なかなか話されない事が多い。

これまでの経験では、身寄りがない人が亡くなった場合でも警察に頼むと縁者を見つけ出してくれて、遺品や部屋の補修代など最後だからと大半の場合はお金を出してくれることが多い。だから、市役所が身元保証人になっても亡くなった場合縁者を捜すと誰かおられるもので、すべて市役所が負担すると思わなくてもやっていけると思う。

④ 身元保証人を求める具体的な目的を示してほしい

民間相談窓口相談員（障害福祉分野）

障害者が住まいを求めようとするとき、大家さんなど相手側には「わからないこと」による拒否がみられる。火の管理が出来るのか、ひとりで暮らせるのかなど。他の入居者から何か言われないかとか、逃げられるのではないかと心配する場合もあるようだ。身元保証人を要求する場合、何が心配なのか、何を保証する必要があるのか困りごとを具体的に明らかにしてほしい。

相談窓口の担当者としては、協力的な不動産事業所とのネットワークを強くして、具体的なケースごとに対応していく。

⑤ 施設長が身元保証人になっている

民間相談窓口相談員（母子福祉分野）

母子生活支援施設の入居は母子が条件で措置で入居している。60%はDV被害者が占めている。公営住宅の入居が決まると退去する場合が多いが、その場合施設長が身元保証人になっており、施設長保険も全社協の仲立ちでできている。これがあるので住宅を借りる様な場合も対応ができる。他県では、母子に限らず対応している施設もあり、ステップハウスといった名前の施設で住まいの確保をしながら自立支援に関わっていると聞いている。

⑥ 公営住宅の身元保証人は一人でも通る場合がある

公的相談窓口相談員

高齢者や刑余者の場合、身元保証人の問題は付いて回る。公営住宅は現在2人の身元保証人を要求しているが、ケースによっては一人でも入居につながった場合もある。

アパートの現状回復の為に大家さん保険の費用を共益費に乗せている場合もある。保証協会の審査基準は良くわからない。ブラックリストではないか。

5 調査結果にもとづく考察

生活困窮者の住まい確保をめぐることは、現状では支援に関わっている各相談担当者の個人的な努力に負っているところが大きい。例えば、身元保証人がいなくても短期利用や試験入居まで受け入れている不動産事業所を見つけ出してきてのは、相談窓口で何とかできないかと奮闘してきた精神保健分野や障害福祉分野で活動する相談員たちの粘りだった。アンケートの自由記載にあらわれた思いのこもった複数のコメントからも、その苦勞を感じさせられる。

2013年2月から山口圏域生活支援センターの取り組みを通して、身元保証人のいない対象者の住まい確保については、緊急連絡先を受諾することで道が開けないだろうか模索してきた。しかし、アンケート結果にもあるように経済的な問題で焦げ付いた時、その保証が出来ないのは明白で、ましてや突然失踪されるようなケースに複数遭遇すると、その後の後始末と部屋の補修費用を負担するのは、現実には大家さんであったり、賃貸契約を委託されている不動産事業所であったりする現実に直面して、曖昧なまま善意にすぎる支援には限界があると感じさせられてきた。

身元保証人が見つけられない生活困窮者に対して、身元保証人を確保する対策が児童養護施設や母子生活支援施設で行われているが、その取り組みを拡大して、支援対象者を生活困窮者、とりわけ高齢の生活困窮者に広げていくことはできないだろうか。社会福祉法人が運営する福祉施設の施設長が生活困窮者の身元保証人になるという制度を普及させる上では、事故が起きた時の経済的な保証にも対処できるように、通称「施設長保険」と呼ばれる制度を含めて整備することが必須と言えよう。多くのアンケート回答者からも意見として寄せられていた、身元保証人に代わる公的な仕組みづくりの現実性がこんなところから浮かび上がってくるのではないだろうか。2015年4月から施行される生活困窮者自立支援法においても、必須事業となる居住確保給付金についてその新しい制度を生かすためにも、身元保証人問題は避けて通れないと考える。

現状では、ささやかながら生活保護(以下生保という)につなぐことが出来たケースは問題が少なくなってきたと言える。家賃をご本人ではなく、仲介している不動産事業所に直接

生保担当者から支払うことによって、家賃の不払いリスクは無くなるともいえ、後はその方の生保が廃止された場合にどうするかという問題が残るだけになっている。不動産事業所や大家さんとの関係では、家賃の支払いを生保窓口から直接行うという約束が出来ると、あとは緊急連絡先として支援関係機関や担当者が名前を出すことでアパート入居ができて始めている。不払いやアパートの居座り問題も、緊急連絡先があるケースではほとんどないと複数の不動産事業所の方に評価していただいたことから、その持つ意味は大きいと考える。

身寄りのない生活困窮者の場合、例えば亡くなった後の遺品の整理や遺骨、ご位牌などへの対応について、緊急連絡先を引き受けた法人や相談窓口が、その他の支援関係者と連携しながら解決する道を作っていくこともこれからの課題といえよう。一般的にはこれも難しいと考えられているが、避けて通るのではなく、具体的な事例ごとに個別の宗教関係者と協議することで道を見つけていく必要があり、その可能性も開かれている。⁸

現状で難しいケースは、ホームレス状態の方で生活の場をどこに置くのか未定のまま生活されている場合で、そのままでは住所地が未定で生保の受給対象にならず、その日の暮らしをどうするのか対応に窮してしまうからだ。山口でも、対応策がすぐに見つからず、市内の無人駅や観光地とも言える教会などの敷地で野宿する生活を見守る結果になった場合も複数ある。

こうしたケースの緊急対応としては、シェルターといわれる緊急住宅を持っているパーソナルサポートセンターのご協力を頂くか、短期利用にも道を開いている特定の不動産事業所が管理するアパートが残された選択肢になると思われる。この不動産事業所では平成26年5月現在、1Kで家賃1ヶ月25000円、家電一式レンタル1ヶ月6000円という価格設定で、何も家財のない人でもその日のうちから生活できる場所を提供している。さらには、短期入所生活介護などの介護施設の空き部屋利用という最後の手段もあると思われるが、それぞれの管理者と調整が必要で、いつも必ずという約束が出来ないわけでもないという条件付きであることは心に留めておかなければならない。

公営住宅の活用については今後課題が残されている。山口市の募集要綱を見ると身元保証人を二人求めているのが現状だが、運用で一人でも認めるというケースも出てくると追加インタビューでも話されていた。自治体によっては、さらに生活保護受給者に限り、民間同様に生保の窓口と公営住宅の管理窓口とで家賃を直接やり取りするという条件で、非公式に身元保証人がいない場合も公営住宅の入居を認めるケースが出始めているとアンケートの自由記載に記されていた。例えば公営住宅の家賃も生保担当者から建築課の家賃收受窓口へ直接支払うなどして、残されている課題を検証しながら、市や県などすべての公営住宅で生活保護受給者に関しては身元保証人がいなくても入居できるルールを明確にすることはできないものだろうか。

⁸ 「現代におけるセーフティネット再構築に向けて」生活困窮者支援に役立つ社会資源の検証 済生会医学福祉共同研究 平成23年度版 P105

アンケート結果では、身元保証人に代わる仕組み作りと並んで、支援情報の蓄積と共有化を求める意見が多数寄せられた。国は生活困窮者自立支援法の施行にあたって、自立相談窓口の整備を進めている。ハローワークの経験者を含む三職種の配置という方向が示されているが、この相談窓口の役割として、その地域での生活困窮者支援ケースの情報蓄積と、各種相談担当者に対して情報提供できる仕組みを相談窓口の役割として明確にすることで、その期待にこたえる道を作ることができるのではないだろうか。

6 生活困窮者支援のための提言

住まいの確保から始める地域福祉と題するこの研究は、日々の相談援助業務の延長で、生活困窮者支援に直接かかわることで始まった。山口市内の相談担当者、不動産事業所の担当者など多様な人々の経験と知恵をお借りしたく、アンケートも行った。その分析と追加インタビュー、そして生活支援センターとしての援助業務を振り返りながら、今回の研究内容について考察をすすめてきた。これまでの総括として以下のような提言を行いたい。

- ① 生活困窮者の住まい確保支援においては、身元保証人による経済的な保証が不可欠で、児童擁護事業や母子福祉事業で行われている身元保証人確保対策事業、通称「施設長保険」の制度を含んだ身元保証人確保対策を、高齢者福祉をはじめその他の分野でも進めていく。
- ② 空き家住宅も増えていることから、身元保証人がいない場合でも賃貸契約に応じる不動産事業所の取り組みを奨励し、賃貸物件で問題が生じた時、大家さんや不動産事業所と連携して取り組む、緊急連絡先確保の取り組みを推進する。
- ③ 生活困窮者に対する支援内容や役立つ社会資源情報の蓄積と共有化事業をすすめ、生活困窮者自立相談支援事業の中に位置付ける。
- ④ 生活困窮者支援のために公営住宅の積極的な活用を進めていく。特に市営や県営住宅入居申し込み条件に身元保証人を2名要求している現状を生活困窮者自立支援法の趣旨に沿って見直し、新設される住居確保給付金が活かされるように改正する。

7 今後の課題

生活困窮者支援のために生活支援協議会が始まって4年が経過し、生活支援センターを立ち上げてから1年余りになった。支援ケースはまだ少数ながらも、山口市内でホームレス状態の中で生活していた60歳代の男性について、身元保証人が無いまま生活支援センターが緊急連絡先を受け入れることでアパート入居にこぎつけた。一方で住まいと共に仕事の確保に焦りすぎてしまった50歳代男性の支援では、相互理解が不足したまま突然失踪される

結果となってしまった。

生活困窮者の生活支援に関わって見て、その状況に至る前の段階で何かできることはなかったのだろうかと考えてしまうことが多い。知的障害を持つ対象者が刑務所出所者にも少なからずあり、家族関係も薄くなっている状況に接すると、各支援学校を卒業して何らかの社会の場に身を置いて以降、年齢を重ねて家族の機能も変化していく中で何か伴走できるサポートはあり得ないのだろうかと考えたりしている。保護司と言う役割もあるが、そうしたルートに乗らない人もまた必ず存在している。そうした人々の自立支援を、ホームレス状態になってから考えることの難しさも現実には存在している。

精神障害のある対象者の場合、特に医療機関に未受診で病識の無い場合など、地域でどのように関わっていく必要があるかについても、答えは見つかっていない。これから広がる生活困窮者自立相談窓口が、地元の精神保健相談窓口と連携していくことも必要になると思われる。

地域包括ケアが 2025 年対策の柱として位置づけられ、医療と福祉の連携が一層模索されている。しかし、これまでの考察でも触れてきたように、対象者の背景には多様な問題が数多くあり、介護保険と医療保険中心に構築される地域包括ケアだけでは枠組みは依然として小さいのではないだろうか。障害福祉や生活困窮者自立支援のそれぞれのワンストップ窓口と連携し、さらに大きなネットワークを構想しなければ、すでに現実の問題に対処できない時代になっているのではないかと思われる。

課題はまだ大きく、住まいの確保支援においても、協力的な地元の不動産事業所とネットワークを組み、他方で身元保証人確保対策を模索していくなど、わずかながらようやく手がかりをつかみ始めた段階でしかない。各地の各相談機関で様々に取り組まれている努力が、生活困窮者の生活支援と実際に結び付き、その関わりが生活再建の意味のある足がかりになるよう、これからも力を合わせていきたいと考えている。アンケートにご協力いただいた各相談窓口の方々に深く感謝申し上げたい。

アンケート自由記載内容 I

| 緊急連絡先では身元保証人の代行は出来ない理由 |
|--|
| 身上監護的な面について応援することはできるが、経済的なことなど責任をとることはできないから。 |
| 民間事業所の一職員として対応するには荷が重いと考えます。法的な根拠がないと上記の様な支援はむづかしいと思います。 |
| 例えば生活保護の場合、保護受給の間は良いが、打ち切りになった場合の連絡が全くない。問題はその後のことであって公的機関は連帯保証に代れる制度を確立しなければ最後には大家さんに迷惑がかかるということで不動産業者はやや腰が引けると思います。 |
| 身元保証人は、その人の行為に責任をとれる人でないとつとまらない。相談窓口になっている機関は、その人の生活を支援しているにすぎない。 |
| 命にかかわるような重大な判断が必要な時に困る。 |
| せざるを得ない状況が発生した場合、できるようにしてほしいと感じている。近隣には代行業者のような民間のサービスもないため、誰かがといわれれば許されるようにして頂きたい。 |
| 窓口には相談に応じてもらえるが、支援できる範囲は制限があり、対応出来ない事が多いため。 |
| 責任が取れない。民々の契約には立ち入れない。 |
| 身元を保証する事はできない為。 |
| 代行できるかもしれないが、社内的な決まりを検討しないといけない。 |
| 施設長か身元保証人または企業で代行できることになっている。 |
| 身元の保証は可能だが、最終的な保証(弁済等)とはならないと考える。 |
| 身内のいない障害者の身元保証人は、市、町、村が受けるべきと思う。私共は相談事業所(昼間のみ)であるが障害のある人の相談はきりがなく時間は関係なく TEL をしてくる(夜中 12:00 頃まで)。その為相談事業所を 24 時間体制にするか、そうでなければ市、町、村の行政の方で、身元保証人になるべきと思っている。そうする事によって、家主さんも安心して、入居を認めてくれると思っている(ヘルパーセットで)。 例、夜中の 2:00 頃 1 時間も車で行ってもかかる場所から TEL があり、迎えに来てくれたら帰るが、来ないなら又どこかわからない所に行くというので、迎えに行き連れて帰ったことがある。1 回や 2 回ではなく、人間も複数です。 |

| |
|---|
| 不動産業者の方が求める身元保証人を事業所が代行するには限界がある。 |
| 後にトラブルになりそうだから。 |
| 1つの機関のみで完結することは難しいと思う。『緊急連絡先』がどういう役目を果たすのかをその人に関わるすべての機関が理解しなければならない。 |
| 成年後見人と同様に、連帯保証については難しいと考えられる。連絡先としての身元保証はできるにしても、家族、親族等との協力も必要に思う。 |
| 家賃滞納等の支払代行を求められても、対応することができない。 |
| 相談窓口は、やはり、公の方がいいと思います。民間だと、それなりのバックアップ体制がしっかりしていないと難しいかと考えます。 |
| 家賃の滞納等の金銭的な問題が生じた場合、個人の事業所でまでの責任を負えるか疑問です。 |
| 内容によって代行可能なことと可能でないことがある。 |
| まず、そこまで求められると身がもたない。公的機関の責任範囲と考えるから。 |
| 緊急時の対応はするが、身元保証人となると精神的に負担が大きい。 |
| 家賃を保証することはできないから。 何かあった時に24時間365日動かなければいけないのは、他の業務を行いながらする職員にとって負担がかかるし、大変ではないかと思う。身元保証人としての役割を果たしていくなら、そのみを行う事業所を作り体制を整える必要がある。 |
| 国の刑事司法機関であり、個人の身元保証人には職務上成りえない。 |
| 権限を超える。 |
| 事情を説明して、それを理解してくれる大家様が数名いらっしゃる。 |
| 一部は代行できると思うが、家賃保障は専門機関が必要。 |
| 実際に、身元保証人に代って責任を負うことはできないため。 |
| 身元保証人の役割について、知識不足のため、代行可能かよくわからない。 |
| 家賃未納等のトラブルに対応できない。民事的な問題への対応困難。 |
| 身元保証人に求められる内容以上のことを求められる可能性を危惧しているため。 |
| 生命に直結するような状況の場合、判断できないため。家賃滞納時、代りに支払うことはできない。 |
| 実質的な損害を保障することは難しい。制度や仕組みの中での保証は可。 |

| |
|--|
| 医療が必要になった時に、個人情報関係で家族でないと対応できない。 |
| 緊急を要する物件で今までの経験ではとても対応できるとは思えない。 |
| 身元は保証できても、連帯保証人にはなれないので。 |
| 損害を与える場合の保証の問題。 夜間等緊急時のかけつけの必要性の度合い |
| 法的根拠がない。仕事でそこまでできない。 |
| 家賃未払いの際の代わりに支払いはどの機関であってもできることではないが、支払い方法の検討・計画を共に立て、本人のフォロー、所在の確保は可能だと思うから。 |
| 難しい問いです。どうしてもやむをえない状況においては住まいの確保の代行できた方が良いと思います。その場合は緊急時において、できる限りの対応をしなければならないと思います。できればとりたくない手段です。 |
| 事業所の判断では難しい。経営母体の判断を持ってもできないと思われる。 |
| 事業所としての負担が大きすぎる為。 亡くなられた場合や近隣とのトラブル、金銭のことなど。 |
| 身元保証人ではないから。 |
| どこまでを保証人に求めるかお金のことや死亡ケースの引き取りなどまでまかされると困難では？ |
| 設問5で回答させていただいていることを重視しており、それに対応していただくことが大変困難ではないかと考えられる為。 |
| 相談窓口というだけでは、その方と密接な係わりがないので、身元保証人になるのは不安がある。 |
| 責任の所在等、不透明な状態になりやすく、トラブルのもととなる。 |
| 身元保証人に求められる内容にもよると考える。金銭的な面が含まれる事であれば責任が応えない。連絡先等の窓口であって、身元保証まではむづかしい。 |
| 役割分担(時間別機能別)24時間体制の複数機関や事業所でサポートする仕組みが必要。 |
| 全てに対応できるとは言い難い。責任が重い。 |
| 組織的に長期間支援できる体制があれば可能であると思いますが、連帯保証人となると難しいのではないのでしょうか。 他県では行政書士が代行業務をおこなっていると聞いたことがあります... |
| 負担が大きい。けっこうケースがあるので、何とか連絡先となれる方を捜す。 |

| |
|--|
| 相談窓口＝身元保証人と考えられると経済的な問題等責任がとれない。 |
| 身元保証人とは、その方にとっての身元を保証する人であり、緊急連絡先、相談窓口等の各担当者等ではないと思います。(あくまでも支援者ではないでしょうか?) |
| 何かの連絡先にはなりうると思うが全て対応することは、担当不在や勤務上難しいのではないかと思います。 |
| 身元保証人に求められる内容は、援助職としてそぐわないと思う。あくまでも本人の支援をする立場なので、本人を保証する立場はちがうと思う。 |
| 家賃滞納時の対応。救急搬送や死亡時、平日の昼間以外の対応について、受け手として不安があり、緊急連絡先として相談窓口では難しいと言われたことがあります。 |
| 日中等であれば支援できることもあるが、夜間帯・休日等について、又、緊急は生命にかかわる部分、又死亡時等対応は、担当者だけでは対応できないことも多いため。 |
| 個人にかかる負担が大きすぎる。 「身元保証人」に代わる制度が今後できれば良いが、それまで相談を行っている機関や担当者が保証人の代行をするというのは相談業務の枠を超えていると思う。役割の線引きは必要だと感じる。 |
| 信用してもらえないし、対応をもとめられても現職の範囲内では行えない。 |
| 機関にもよるが、相談窓口になっている機関だけでは、対応できる範囲に限りがあると考えため(緊急時の対応、死後の対応など)。 |
| 家賃を滞納された場合の責任がとれない。亡なられた時の対応が難しい。 |
| 死亡時、行方不明時、家賃未払い等に対応ができないため。 |
| 身元保証までは代行できないと考えます。 成年後見人や社会課(生活保護の方の場合)は可能な場合はあるかもしれません。 |
| 担当者の受持ち人数にも限りがあること。費用代償等の内容は代行できない。 |
| 生活保護受給者でない場合、誰も身寄りがない場合はともかく、親族がいてもかわりを拒否されているような場合、退去を求められる状況となった場合の支援が難しい。 家賃未払いや滞納のことなどは対処が難しいのではないのでしょうか。 |
| 一般的に保証人に求められる内容(滞納した場合の利用料の未払いや亡くなったあとの遺品のひきとりなど)について、相談機関が代行することは適切ではないと考えます。 |
| どちらかを選ぶことは難しい。その機関や事務所がどこまでの責任を持ち、対応して下さるのかを明確にして頂く必要がある。又、入居しようとする本人の状況(年金、収入、性格、病気等)によっても違いがある。 |

| |
|---|
| <p>金銭面での保証は難しい。機関が不変の物でなければ難しい。 荷物引き取りなどは可能であろう。</p> |
| <p>病院勤務のため規則上難しい。</p> |
| <p>1.万一の時に弁済方法がないため(金銭・裁判沙汰等)。住居支援活動の中で一番苦労している点だが、大家さんの好意以外には方法が無いのが実情です。従って現状のところ不動産屋・大家さんの開拓に傾託している…</p> |
| <p>身元保証人の義務範囲にもよりますが、責任が重いと感じます。</p> |
| <p>家賃の不払い等の損害や、問題が発生した際に機関や事務所で保障や問題の解決ができるか？</p> |
| <p>どちらとも言えない。不動産・家主の要望内容にどこまで対応できるか等のできるできないが決められると思うのですが。</p> |
| <p>行政として、他に誰も身元保証ができなければ、代行すべきではないでしょうか。</p> |
| <p>不動産の人の考え方によりけり。連絡先だけで十分とされる方もいれば、生保+権利養護で十分とされる方もいる(保証人をあてにしていない)。 しかし、根本的に保証(金銭的なもの)を求められているところは不十分と答えられているし、その価値観である不動産の方が多いように思われる。</p> |
| <p>施設が本人に代わって未払い家賃を払えない。退去後の片付け・引き払いを施設はできない。</p> |
| <p>金銭的な問題の対応などは相談窓口での代行が難しいのでは。</p> |
| <p>あくまでも借主サイドで責任を持って頂く。</p> |
| <p>被生活保護者であれば、家賃の支払いや死亡した時の葬祭など対応できる部分も多いと思う。しかし、共益費の支払い、死亡後に残った家財の処分など福祉事務所では対応しかねる面があり、完全に代行できるとは言い難いと思う。 また、日常のトラブルに関しても行政という立場から介入が難しいのではないかと考えている。</p> |
| <p>やはり、家族や親戚の片が身元保証人になる事が優先と考える。身内の方が対応することで、個人情報ややりとりの観点からも、関係機関と情報共有しやすいと思う。いくら、ケアマネや相談員と言えど、病院や施設からは、家族や本人からの同意を得ているかどうかの確認は必要と言われる。また、金銭面(家賃滞納・借金など)のトラブルに巻き込まれた際、事業所が身元保証人となれば、その責任は、どう果たすべきなのか、不安を感じる。 身内がなる身元保証人と、事業所や民間の地域の方がなる保証人との差別化をして、責任のとり方などを明確にする必要があると思う。身元保証人に代わる法律を制定するにしても、責任の所在を明らかにして、不安を取り除くと良いと感じる。</p> |

| |
|---|
| <p>家賃未納を防ぐ為、保証会社を利用するケースが多い。</p> <p>その為、保証会社はその機関を緊急連絡先として受け入れるかどうかが課題と思う。</p> <p>そのあたりをクリアできれば、代行できる可能性は高くなると思う。</p> |
| <p>金銭支出を含む可能性が高いものに関しては、単なる形式的なものとなり(法的にも責任能力が問えない場合が多く)、そこで信頼関係であるが、それも担当者が重要な位置を占めるも異動や転勤もあるため不確定極まりないもので、状況や本人の概略はだいたいわかるものの、代行を認めてくれるか否かは相手先次第である。よって、代行は原則できないと考える。</p> |
| <p>最終的に業者、大家が求めている金銭的問題、事故物件の補償の問題を解決できない。現状では、バックに遠縁の親族 or 行政がついているということが契約の決め手となっているように感じる。サポートはできると思われるが、資金なし、責任とらずの状況では、身元保証人の全ての内容を代打できるとは思えない。</p> |
| <p>身元保証人に対して家賃滞納などあったら対応しきれない。</p> <p>担当者も異動があるので。</p> <p>身元保証人の責務(求められる内容が不明)。</p> |
| <p>しっかりとした機関であれば、代行できる。</p> |
| <p>賃貸住宅における保証人であれば、不払い家賃の支払いや荷物の引き取り等があると思うので、身元保証人に求められる内容というものが、そうであれば、代行できないと考えます。</p> |
| <p>①の代行できるようにしたが、金銭面においては、それを請求するわけにもいかない。他のトラブルを協力して解決してもらっただけである。とくに家賃支払い不能になった場合、すみやかに明け渡しをしてもらうことが一番重要なこととなる。</p> <p>未納家賃、現状復帰義務などに費用がいった場合、長期の分割で支払ってもらうなど手段はあるが、利用者の生活費がぎりぎりであり、なかなかむづかしい。家主の側にしても、その入金管理・確認などと一手間となる。もちろん仲介業者さんでもできない身元保証人の義務範囲をいわゆる連帯保証人の範囲まで求めると、どうしても最終的には金銭のこととなるのでその部分をのぞいたトラブルを協同して解決する義務までで求めるしかない。当社は家主の立場で現在それを行っている。</p> |

アンケート自由記載内容Ⅱ

| |
|--|
| <p>生活困窮者に対する住まいの確保支援でこれから必要な制度や条件</p> |
| <p>身元保証人が不在の場合も、安心して入れる住宅の整備もしくは身元引受人にかわる公的制度の必要性を感じます。(今後は、家族間のつながりが希薄になることが予想されるため、個人として生きていくことを保障するためにも…)。</p> |
| <p>どのようにすれば円滑に進められるか、よくわかりません。</p> |
| <p>大変むずかしいです。不動産業者としては、大家さんの利益を守ることがあります。クリアしてゆかねばならぬことは大きく、その中には差別の克服ということもあります。理想を言えば公営住宅に行政がきちんと入れてあげることが必要と思います。福祉の予算はこの為ということも必要と思います。又、不動産の場合、どうしても保証人が必要ですが、これを公的機関が考えることも必要と思います。</p> |
| <p>民間住宅に入居が困難であれば、そのような人を集めた施設をつくって入居させるしかない。入居契約は借主と貸主による経済活動(契約)なので、貸主に負担を押し付けるべきではない。契約が成立しない以上、入居はできないのだから、専用住宅を確保するしかない。新たにハードルを整備しなくても、既存のアパートオーナーがその役割を受けることも可能にすれば、空きアパートの解消にもなる(保証人を得られない人の入居に際して、入居費用を一部助成するなど)。</p> |
| <p>住宅確保のため問題のあるケースをひとつところにまとめるといった策はどうかと思う。公的住宅での居住を確保に後には生活指導や勤労指導等の支援をつけることが必要と考える。</p> |
| <p>成年後見人のように、ご家族の代わりに行政手続きなどを支援出来る身元保証人が必要であるが、重い責任も伴うことや、報酬の手当てなど問題も多く、生活困窮者が増加している状況で公的な信頼のおける制度が必要だと考えます。</p> |
| <p>一時的な集合住宅。</p> |
| <p>アンケート結果について、さしつかえなければ教えて頂きたい。</p> |
| <p>市、県営住宅を、最優先で入居させるべきと思う。県によって違いはあると思うが、山口県では生活保護の全額(10万～12万)あれば十分生活できている。しかし、自分で頑張りアルバイトしたお金(2～3万)位なら、生活保護費はそのままの全額が保障されるという事になれば働く意欲もわくと思う。今の制度は別収入があると、生活保護費から引かれるので働ける人も働かないでいる現状は、問題だと思っている。</p> |
| <p>公的機関が保証してくれるのが一番よいと思う。</p> |

| |
|--|
| どこか1つの機関につなげて終わりということではなく、フォローすべくネットワークを作ることが必要だと感じる。 |
| 身元保証人がいない方の場合、それに代わる制度があるとよい。 |
| 何かあった時(病気や死亡など)に円滑に対応してもらえる人が確保されているかどうか。 |
| 公的機関がしっかりと制度をかため、生活困窮者に住宅確保を推進していくべきと考える。 |
| 生活保護を受けられない(対象にならない)方で、低所得、独居の方などの住宅確保が難しいです。見守り付きの低所得でも入れるような施設がほしいです。 |
| 生活保護制度を見直し、広く浅く、受給しやすく短期間で打ち切ることのできる制度への変更。 |
| 身元保証人制度の改正。 |
| ホームレスか、それに近い状態の人が、生活保護の決定がおりるまで(約2週間)の間、生活ができる施設が欲しい。 |
| 行政・社協・民間支援団体・宅建協会・家主会などの組織が連帯し、情報交換や研修を行っていく必要がある。 |
| 収入が少ない方でも入居できる施設創設。 高齢者、低収入者が入居した場合の家賃等保証制度。 |
| 弁護士の理解→以前、刑事裁判時に、他県であったが更生保護施設への入所の可否は空き部屋の有無等も含めて当方での調整になるにも関わらず、勝手に「施設入所可能」と弁護士に言い、本人が当方に来た際に、施設に空きがないにも関わらず、裁判所からの連絡で、住所は更生保護施設とされ、対応に苦慮したケースがあった。制度があるという生ハンパな知識で、対応に相談もなく利用可とのべ、あとは放置しておくような態度では困る。 |
| 救護所や宿泊所と民間アパートの中間のような住宅。 |
| 公的なバックアップ必要。身元保障は行政にも関わってもらえたらよいと思う。 |
| 地域の理解が必要と思う。 ケアハウスの場合、居室の清潔保持が必要。 |
| 良質ではあるが、築年の古いアパートに空家が多数ある。これを活用したらどうか。 |
| 生活保護の方以外でも、行政が関わっていただけるといいと思います。 |
| 地域の中で住宅を貸与できる人等協力者の開拓、増加。 そういう人たちへの支援。相談・助言はもちろん、できうる限りでの入居者が損害を与えた場合の弁償もしくは助成等金銭支援、物的支援。 |
| 養護老人ホームに近い、入所施設の整備等。 |

| |
|--|
| 単に住宅を確保することの対策ではなく、生活自体の立て直しができる制度。仮の住まいが当面施設であったとしても、そこから就労、自立生活の練習をして、住宅あっせんができるような制度。 |
| <p>高齢者や障害者世帯向けの住宅相談窓口の設置</p> <p>県、市町での高齢者住宅支援のための協議会の設置、ネットワーク作り</p> <p>公営住宅整備、高齢者・障害者福祉施設の併設</p> <p>空き家を利用した民間賃貸住宅の活用</p> <p>生活保護制度の中の住宅扶助を独立させ住宅に困窮する世帯に給付</p> |
| 軽費老人ホームへの入居条件の ADL の部分について、ゆるめてほしい。 |
| <p>衣食住を単に提供するだけでは生活を維持していくことができない。支援機関との連携は不可欠。</p> <p>また、経済的なこともかなりネックになっている。</p> <p>山口地域の土壌にあった独自の制度を作る必要があると思う。</p> |
| 今ある制度を周知させていく事がまず大切だと思います(分かりやすい冊子の作成など)。 |
| <p>空家等の有効活用。それに伴った管理体制の整備。</p> <p>公的な住宅の条件の変更</p> <p>⇒市営→市営の転居は原則ダメということであると云われた。右側マヒの方でエレベーターのない5F市営に居住の方は下肢浮腫で5Fに上がれなくなった時に緊急ショート利用。部屋を下部階へかわれないかと伝えると上記回答だった。</p> <p>公的住宅の障がいがある方への環境的配慮。</p> |
| 公的の動きでないと対応はむづかしい。 |
| 空いている市営住宅等への入居を拡大する。 |
| 一時的避難場所(シェルター)があると助かる。 |
| <p>現在、既存の相談窓口等を活用して何とかできた。窓口が1本で済めば助かるが、それは無理かとは思う。</p> <p>高齢者が対象であれば、まずは地域の包括支援センターに相談に来るようにと言われ、相談を受けているが、対応はなかなか難しい。</p> |
| <p>公的住宅に優先的に入れる様になると良いと思うが、保証人の関係で入れないこともある。</p> <p>身元保証人がない人の場合の対策が必要だと思う。</p> |
| <p>生活困窮者は住宅はもちろんの事、日常生活のほぼすべてにおいて生活が困難な方がほとんど。</p> <p>環境作り(病院、スーパー等が便利)地域づくり(隣近所の方の見守りがある)家賃の問題(低家賃)行政等の支援(金銭補助、その他) 低家賃であること。</p> |

| |
|--|
| その人の身体状況や活動レベルに合わせて就労等も考えられるといいと思う。 |
| 金銭管理などもあわせて、生活全体を支援できるシステムづくり。 ケアハウスのようなシステムで、もっと低所得低年金の方でも住めるようなタイプのもの。 |
| 相談援助職としての経験がほとんどないので、まだそのようなケースを担当させていただいたことがありません。お役に立てずすみません。 |
| 地域福祉権利擁護事業の対象者の枠がひろがり希望される方は使えるようになるといいのではないのでしょうか。又、救急搬送や死亡時の対応、病院での身元保証など制度的に確立すると、具体的に示すことができ、いいのではないのでしょうか。 |
| 身元保証人の代わりとなる公的制度。 シニアハウスのような集団生活できる住宅の新たな整備。 市、不動産業、相談援助職との合同勉強会で実態把握。 |
| 周知、情報提供を活発に行う。 |
| 身元保証人がない場合でも契約が可能な制度づくりが必要だと考えます。できれば低価格で。 |
| 生活困窮者が相談に行く窓口を作る→その窓口で必要と思われる支援がどこまでできるのかを明確にする→信頼のおける不動産業者に、窓口担当から連絡をし、諸条件を詰める→本人と不動産業者の面談・手続等 とにかく窓口、担当部署から不動産屋に連絡が入るので「あれば少しは解決するかも？」 今は、まず本人が直接不動産業者に来店される。本当のことを言ってくれる人もめずらしく、こちらであれこれ聞き取る必要もあり、大変でもある。そして結果的にどこも入居できない人と言う判断になるケースが多い。 |
| 行政管理の元、受け入れ可能な宿泊施設の検討。 |
| 1.行政(市)指導で空家学生寮賃貸アパート等(未入居住宅は多数ある)を確保し、支援機関と連携して行う。 2.自立支援事業の中で住宅問題をもうすこし幅広く折込むこと。 |
| 公営住宅への優先入居と生活指導。 |
| 入居者債務保証制度、保証人確保支援制度等。 |
| 住宅資金の支援。暮らしやすい環境(立地条件)。生活していくうえでの支援。 |

アパートのバリアフリー化(まず身体の方の場合、入れる場所がかぎられる)。
家賃振り込み方法についての円滑化。管理できない人についてのフォローアップ強化。周知徹底。
メリット・デメリットについての共有の場の提供(つつみかくさず話せる場)。
不動産だけではなく大家さんとの話し合いの場をつくる。

社会保障の一環として、公的制度で行うべき。

住宅確保のための後見人制度のようなもの。
きちんと住宅が確保できるまでの、中間的入居(入所)施設の設置(Ex シェルターのようなもの)。

養護老人ホーム入所の優先化と施設数を増やす。
サービス付き高齢者向け住宅における所得に応じた家賃を整備化する。

生活困窮者の身元保証制度を、公的な保証組合的なものでも作って、ある程度の条件に適合するものは保証するとかも法律的・行政的に検討していく方向性もありではと考える。また、条件整備や制度についても、生活保護制度の利用実態と同様に、難題が多いと考えられる。

当施設は、母子家庭あるいはそれに準ずる女子と児童を入所させ、保護しています。そしてその自立の為の対策をしていきます。施設利用を希望する人は、現在住民票のある所の福祉事務所に相談します。普通の住宅確保と違って保証人を求めたりはしませんが、措置元である社会福祉事務所と連携をとって支援していきます。母子に限らず、生活困窮者の為のこういった施設があると良いのではないのでしょうか。

定期的な安否確認。死亡後の対応。トラブルを起こし続ける場合の退去制度。

生活保護の受給者の場合は、市からの直接入金であったり、障害者年金受給者の場合は、支援グループなどの細かい指導などでそれほど家賃入金にトラブルや遅れは発生しない。
だが、現実に住宅確保が一番困っているのは、上記のような保護を受ける資格がなく、仕事も不安定な若年層などである。連帯保証人もなかなかいない。あっても本人と同じような生活状況で、保証能力は実際にはない。このあたりの層に公的な何か保証がつけば家主も受け入れやすいし、仲介業者も紹介しやすい。

当社では、現在、1Kに、障害者の人6人、生活保護の人8人(重複4人)入居してもらっている。生活管理も家賃入金も一応うまくいっている。

今現在一番困っている人たちは、仕事は派遣であったりなかったり、ちゃんとした連帯保証人はいない。転居費用ぎりぎりを持って入って来る。仲介業者さんも紹介をさげきみになる。当社に直接言われた場合は、仲介料はいらない。敷金0、礼金0で入居時の費用は来月の家賃だけとなる。連帯保証人は良く話を聞いてということになる。家賃入金のつまづきはある程度おきる。

※当社 1K の室内を同封しておきます。

※遅れて申し訳ありません。

住まいの確保に関するアンケート

アンケートのお願い

10月末まで台風の心配をしていましたが、11月に入ると北の町からは雪の知らせが届くなど気象のめまぐるしい変化に驚くばかりです。天候の急激な変化で体調管理も気になるところですが、そうした中毎日のお仕事大変お疲れ様です。

4年前から生活困窮にある方々の個別の支援事例を検討する場として山口圏域生活支援協議会(参加機関 法務省山口保護観察所・山口刑務所・山口県地域生活定着支援センター・更生保護法人ひまわり寮・山口県障害支援課・山口市社会課・山口市基幹型地域包括支援センター・山口市社会福祉協議会・パーソナルサポートセンターやまぐち・済生会山口総合病院・済生会湯田温泉病院)を重ねていますが、その席で住宅確保の難しさについて報告される事例が続いてきました。今回その現状を検討する第一歩として、何が問題でどのような解決方法があるのかアンケートを通じて検討したいと考え、調査協力をお願いに至ったところです。

今年の1月国の社会保障審議会で生活困窮者の生活支援の在り方に関する報告書が出され、重点を置くべき7つの支援課題の中に「居住確保支援 居住の確保は自立を支える活動の基盤でもある 家賃の補助や賃貸住宅の情報提供、住宅の提供などの支援が必要である」と示されたこともあって、住まいの確保をめぐる現状にも目が向けられています。

その住まいの確保をめぐる現状に目を向けてみると、依然として住宅確保をめぐる困難な課題も浮き彫りになってきます。特に生活困窮者を取り巻く環境として、家族の変容、一人暮らしの増加、社会関係の喪失、疾病や失業と問題は多岐にわたって生じており、対象となる方の住まい確保が容易でない場合が多いことも事実です。

今回お願いするアンケートは、生活困窮に陥っている人々の生活再建の足かがりを作ろうとするとき、住まいの確保をめぐって解決しなければならない問題を明確にしていくことを目的としています。なお、ご回答いただいた内容がこの調査研究以外で使われることはありません。また、ご回答者の所属名、個人名が無断で使用されたり、外部に流出することもないことをお約束いたします。この調査研究は、済生会生活困窮者問題調査会から助成を受けて行うものであることを申し添えておきます。

お忙しい中大変恐縮ですが回答の為に時間を割いていただき、以下の項目にご記入の上、同封の封筒を使用して**2013年(平成25年)12月27日までに返送**していただけますようお願い申し上げます。

平成25年11月25日

主任研究者 済生会山口地域ケアセンター山口圏域生活支援センター 松永俊夫
共同研究者 山口県立大学社会福祉学部 専任講師 長谷川真司

アンケート

1. 回答していただく方についておたずねします

あなたの立場は次のどちらでしょうか。該当する項目の中の番号を丸く囲んでください。

A 不動産あっせんの窓口

①賃貸中心 ・ ②建売中心 ・ ③土地売買中心 ・ ④その他《 》

B 民間の相談支援窓口

①障害者福祉分野 ・ ②高齢者福祉分野 ・ ③司法福祉分野 ・ ④地域福祉分野
⑤医療福祉分野 ・ ⑥児童福祉分野 ・ ⑦母子福祉分野 ・
⑧その他《 》

C 公的な相談支援窓口

①障害者福祉分野 ・ ②高齢者福祉分野 ・ ③司法福祉分野 ・ ④地域福祉分野
⑤医療福祉分野 ・ ⑥児童福祉分野 ・ ⑦公的扶助分野 ・
⑧母子福祉分野 ・ ⑨その他《 》

D その他 ()

年齢 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳代以上

性別 女性 ・ 男性

勤務年数

A 不動産業の方

不動産業に従事された経験年数 () 年

現在の窓口業務での経験 () 年

現在の職場での勤続年数 () 年

B 相談援助職の方

専門職としての経験年数 () 年

現在の相談援助業務での経験 () 年

現在の職場での勤続年数 () 年

以下**2. 3. 4の項目**については不動産業の方、相談援助職の方それぞれにおたずねします。

2. 日ごろ相談や窓口での業務にあたられる中で、相談にみえた方の住宅確保が難しいと考えられるケースがありますか。いずれか近い番号を丸く囲んでください。

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

3. 相談者の住宅確保が難しいと考えられるケースの場合、その理由はどのようなことでしょうか。以下の項目で理由に近い番号を丸く囲んでください。

A 家賃の支払いに不安がある

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

B 住宅での生活継続に心配がある

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

C 身寄りが少なく将来に不安がある

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

D 他の居住者とのトラブルが考えられる

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

E 火の不始末などが考えられる

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

F 身元保証人がいない

- ①よくある ・ ②時々ある ・ ③あまりない ・ ④まったくない

G そのほか住宅確保が難しい理由について、お考えがあればご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

4. 住宅確保が難しいと考えられるケースの場合、窓口や相談援助場面ではどのようにしておられますか。どのように解決に向けて対応しておられるのか現状をお知らせください。

以下**5. 6. の項目**については不動産業に従事しておられる方におたずねします。

5. 住まいの確保ができない原因の一つに身元保証人がいないという問題がありますが、身元保証人に期待することは何でしょうか。以下の項目で身元保証人に期待する事として当てはまるものすべての番号を丸く囲んでください。

- ① 死亡された時、駆けつけて対応してくれる
- ② 家賃不払いなど経済的問題で穴埋めをしてくれる
- ③ 問題や困りごとが起きた時相談ができる
- ④ 本人とトラブルになった時仲立ちをしてくれる
- ⑤ そのほか ()

6. 身元保証人がいない場合、それに代わることができる条件や制度があるとすればそれはどんなことでしょうか。お考えに近い項目があればそのすべての番号を丸く囲んでください。

- ① 家賃保証の仕組みを利用する
- ② 保証会社を利用する
- ③ 民生委員などボランティアの力を借りる
- ④ 緊急連絡先になってくれる確かな機関や組織と連携する
- ⑤ 身元保証人がいなくても良いと言ってくれる大家さんを増やす
- ⑥ 身元保証人の代わりができる公的保証の仕組みを作る
- ⑦ そのほか ()

以下**7. 8. の項目**については相談援助職の方におたずねします。

7. 住宅確保が困難と考えられるケースの場合、不足している社会資源をどのように考えておられますか。お考えがあればご記入ください。

8. 対象者の住宅確保が難しいと考えられるケースの場合、その理由となっている事柄を解決するために何が必要でしょうか。お考えに近い番号を丸く囲んでください。

A 生活保護を活用した適切な生活支援

- ①とても必要 ・ ②たまに必要 ・ ③あまり必要でない ・ ④不要

B 公的住宅への優先入居の推進

- ①とても必要 ・ ②たまに必要 ・ ③あまり必要でない ・ ④不要

C 相談支援窓口のネットワーク化と継続した相談援助活動

- ①とても必要 ・ ②たまに必要 ・ ③あまり必要でない ・ ④不要

D 解決に役立つ情報の蓄積と共有化

- ①とても必要 ・ ②たまに必要 ・ ③あまり必要でない ・ ④不要

E 身元保証人に代わる仕組みを作る

- ①とても必要 ・ ②たまに必要 ・ ③あまり必要でない ・ ④不要

F そのほか、解決に役立つ方法についてお考えがあれば記入してください

以下**9.10.11**の項目は不動産業の方、相談援助職の方それぞれにおたずねします。

9. 緊急連絡先として相談窓口になっている機関や事業所の名前と電話番号、担当者名を示すことで、身元保証人に求められる内容を代行することができるとお考えでしょうか。どちらかの番号を丸く囲んで下さい。

①代行できる ・ ②代行できない

その理由をどうお考えですか

| |
|--|
| |
|--|

10. 生活困窮者の住宅確保を円滑に進めていくために、必要な条件や制度とはどのようなことでしょうか。自由にご意見をご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

11. 最後に

ご回答いただいた内容について追加のご質問を電話やメールでさせていただき、場合によっては訪問させていただきたい場合、その回答にご協力いただける方は下記に連絡先の記入をお願いします。

| | |
|------------|-------|
| 連絡先メールアドレス | 担当者氏名 |
| 所属事業所名 | 電話番号 |

ご協力ありがとうございました。アンケートはこれで終了です。アンケートの内容で何かお気づきのことやご質問などありましたら、以下の担当者にお問い合わせください。

| |
|--|
| アンケート問い合わせ先 済生会山口地域ケアセンター在宅複合型施設やすらぎ 担当者 松永俊夫 山口市朝倉 4-55-6 電話 083-924-6614 メール saiyasu@c-able.ne.jp |
|--|

済生会生活困窮者問題調査会

平成 25 年度調査研究助成事業 助成研究

住まいの確保から始める地域福祉

——— 生活困窮者支援のための住宅ネットワーク作り

印刷発行 2014 年 6 月 16 日

主任研究員 済生会山口圏域生活支援センター 松永俊夫

共同研究者 山口県立大学社会福祉学部 長谷川真司

問い合わせ 山口市朝倉町 4-55-6

済生会山口地域ケアセンター在宅複合型施設やすらぎ

083-924-6614 メール saiyasu@c-able.ne.jp